



国民年金に関するお知らせ

○老齢基礎年金を受け取るには？

原則として、「受給資格期間」（以下①～⑥）の合算が10年以上ある場合に受給権が発生します。

- ①保険料納付済み期間 ②保険料全額免除期間 ③保険料納付猶予期間
④第2号被保険者期間（厚生年金や共済年金等の被用者年金制度加入期間）
⑤第3号被保険者期間（昭和61年4月以降で、④の方に扶養される配偶者）
⑥合算対象期間（カラ期間）※国民年金の強制加入対象ではなかった期間等
（例）昭和61年3月以前に、厚生年金等に参加していた方の配偶者等

※保険料の一部免除を受けていて、納付すべき保険料が未納の場合は、受給資格期間とはなりません。なお、受給額は受給資格期間や、保険料納付状況等で異なります。

※10年以上の受給資格期間を満たしていない方は、任意加入することで受給権が発生する場合があります。

任意加入：60歳以上65歳未満の期間にご自身の申出により国民年金に加入し、保険料を納付することができる制度

○ご存じですか？国民年金基金制度

国民年金基金は、国民年金法に基づく公的な個人年金制度であり、国民年金第1号被保険者（※）である自営業の方などが老後に受け取る老齢基礎年金と合わせて受け取ることで、より豊かな老後の保障を目的として創設されたものです。

（※）国民年金第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生、無職の方と、その配偶者の方です。

・加入によるメリット

- ①掛金の全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。
②加入時に将来受給できる年金額があらかじめ分かるため、老後の生活設計が立てやすくなります。
③少ない掛金・自由なプランで始められ、加入後もライフサイクルに応じて月々の掛金を変更できます。

・加入条件・資格

道内に住所を有する国民年金第1号被保険者、または60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意加入されている方。（農業者年金に加入中の方や国民年金保険料を免除されている方は加入できません）

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 北海道国民年金基金 ☎0120-65-4192



光回線サービスの利用について

令和3年度に実施した「高度無線環境整備推進事業」により、光回線サービスの提供エリアが拡大し、現在はほぼ町内全域で利用できるようになっていますので、改めてお知らせします。

サービスの利用は有料となります。内容や料金等をよく確認したうえで、利用をご検討ください。

○令和3年度にサービス提供を拡大したエリア

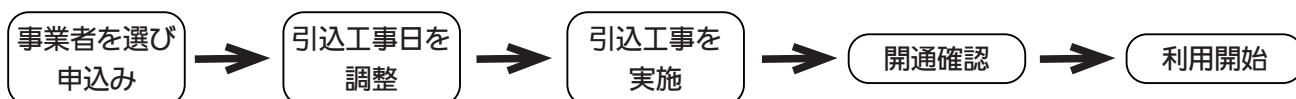
栄町、登町、豊丘町、白岩町、潮見町、豊浜町など、これまで光回線サービスが利用できなかった地域

○申込み方法

- ①NTT東日本や携帯電話会社等の光コラボレーション事業者（「〇〇光」などのサービスを提供する事業者）に、利用を希望される方が直接申込みください。
②申込みの際に、事業者から光回線の引込工事日の調整や工事費用などの説明があります。ご自身の都合に合わせて手続きをしてください。

※役場がサービス申込みの勧誘を行うことはありません。不審な勧誘電話等にご注意ください。

○利用開始までの流れ



問合せ 政策推進課 政策推進係 ☎21-2117

余市町の空間放射線量率 | 6月1日～6月30日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。
（最高値：39nGy/h、最低値：36nGy/h、平均値：37nGy/h）※平常時は10～60nGy/h程度